

したいと思います。

1番(陣内八郎君) 二重の答弁をいただきまして、短い時間で本当に、最終的な質問を実はしたかったですけれども、出島ワープについては質問をやめます。

最終的な質問としましては、今までの同僚議員の答弁も含めてお聞きしながら、全般的に他都市の状況を見てとか、国の指導を受けながらとか、逼迫した財政状況の中でということ、極めて受け身ばかりの積極的な取り組み体制にないというのが、この31位から抜けられない原因ではないのか。そして、萎縮的な体質に陥って活性化が図れない要因になっているのではないかと、そういうふうな気がしてなりません。結果、成果としては余り見られないなと感じたわけですが、それは私一人でしょうか。皮肉なことに、市長の一番の成果、功績というのは、今回の政官業癒着の構造を明らかにしていただいたことだろうと思います。それが議会、行政みずから襟を正す行動に出れたこと、一歩踏み出せたことというふうに解釈しております。

こういった状況の中で、市長におかれましては、問題山積する、残されたことがたくさんあるでしょう。そういった思いの中で、次期市長選への思いはどうか、胸のうちをお聞かせいただきたいと思います。

もう時間がありませんけれども、どうぞよろしくお願いします。

市長(伊藤一長君) 来年が統一地方選挙でございます。私もどうするのかという形で、議会の皆さん、市民の方々、マスコミの方も含めているんなご意見を賜っております。

今は何せ、当面に課せられた大きな課題がございますので、この課題をどういうふうに市民の方々に、おわびも含めて、信頼回復も含めて、再発防止も含めてやっていくのかというのが、現在の私の立場ではなかろうかなというふうに思いますので、ひとつ苦しい立場をご理解いただければありがたいと思います。答弁になっていないかもしれませんが、ご理解をいただければありがたいと思います。

以上でございます。

副議長(松尾敬一君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時2分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

議長(野口源次郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。28番小林駿介議員。

[小林駿介君登壇]

28番(小林駿介君) 2002年最後の12月定例議会の最後の一般質問をさせていただきます。

公明党の小林駿介でございます。

連日、北朝鮮拉致事件を通じ、地上の楽園のほすが、世界で最も強権、人道の世紀に背く北朝鮮の非道ぶりがあらわになる一方、米軍主導によるイラク攻撃の可能性が急速に高まる中、本市においては、まさに前代未聞の事件が発覚し、議会は揺れに揺れています。とりわけ、車の両輪と称せられる行政の公共工事の発注のキーマンである前建設管理部長と議会の長である現職議長が逮捕され、議員の一員として市民の皆様に深くおわびを申し上げます。

かくなる上は、強制力が余り機能しないこれまでの政治倫理条例の見直しは言うに及ばず、首長初め市職員の倫理も鋭く問われなければなりません。市の部長が逮捕され、助役の処分が確定した今、市長はどのようにして責任をとろうとされているのか、多くの市民も注視し、本員も含め、実に8人の同僚議員がこの問題に言及されたことを重く受けとめ、市長の見解を求めるものであります。

また、今回の事件が本市の施策に影響を及ぼすことがないか、お尋ねいたします。

2. 公共工事の入札制度のあり方について。

本市発注の公共工事は、年間件数約1,200本、金額にして二百数十億円、これをめぐって各企業がしのぎを削っている構図が、今回の事件で図らずも表に出てしまいました。多くの地場企業が、自社の技術力と経験を傾け、正当な方法で入札に応じている中で、何ゆえ本市において、このような事件が発生し、また、発覚したのか。今後の防止策の決め手はあるのか。率直にお尋ねいたします。今回の事件を教訓に、議会も理事者サイドも深く改めなければ、必ず再び深く沈潜しながら、同類の様相を呈することを危惧するものであります。

3. 廃屋危険家屋の対応策について。

最近、長崎の町並みが変わり始めた、とてもいいと、他県からの友人が言います。本員もそう思います。しかしながら、その一方で、かつて賑わいを見せていた大きな市場や建物がいつしか廃屋となり、さらには、危険家屋として、その存在が著しく美観を損ねるとともに、文字どおり周囲に危険を及ぼす状況の建物も少なくありません。他都市においても、同様のことがあると思いますが、その現況と撤去の事例等はないか。

また、苦情、要望申し入れ件数と市民生活への影響性についてお尋ねをいたします。

次に、街路灯を集中整備する考えはないか、お尋ねいたします。

生活道路は、日本の市民生活における最も身近な基盤施設であり、その多くが市道で占められています。中でも、本市において狭隘な道、急な坂道や階段道路を少しなりとも解消を図ることは、市民生活における利便性や防災、防犯上の大きな課題となっております。特に近年、社会の多様化に伴って、夜間に行動する市民も多くなるに従い、種々の社会不安も醸成されていることから、これらの解消を図る意味から、防犯を含めた明るいまちづくりのために、街路灯を集中的に整備する考えはないか、お尋ねいたします。

同じく、雨天時の路上のグレーチング、マンホール、側溝の安全対策はいかがか、お尋ねをいたします。住民の皆様のご生活向上のためには、ともに語り、ともに歩き、そしてよく聞くことに尽きます。雨の長崎と歌にうたわれる本市であります。路上のグレーチング、マンホールの上を歩かざるを得ない地区が多いのも事実であります。住民の要望によって、改善に取り組んでおられることは一定評価をいたしますが、本市において、このような雨で滑りやすいグレーチング、マンホール、側溝未整備の箇所が危険と思われるところがどれくらいあるのか、総点検をすべきと思うが、ご所見を賜りたい。

また、一応の改善策を講じていただいております箇所にあっても、万全とは言いがたく、現実に足を滑らせ転倒した事例を特に、この時期耳にします。そこで、発想をがらりと変えて、グレーチング及びマンホールの安全な表面加工を施した作品コンクールを開催し、広く英知と技術を求めてはいかがか。最優秀者、優秀者には賞金を用意し、

今後の行政にも積極的に寄与していただく。長崎方式として技術が確立すれば、他都市への援用も可能となり、情報発信にもなるのではと考えますが、ご所見を賜りたいと思います。

5. 高齢者の生きがい対策について。

(1) 茨城県大洋村の「筋トレ健康法」の効果と本市への導入についてお尋ねいたします。

東京都にある老人問題の研究機関によりますと、「歩く速度を早めると健康になる。その反対に高齢者の方がねたきりになる原因の40%は脳卒中と療養中の転倒によるもの」と言われております。では、どうすれば早く歩けるようになるか。高齢者になってからでもそれができるのか。ねたきり予防策はあるのか。その解決法がNHK「クローズアップ現代」や「ためして合点」で一躍有名になった茨城県大洋村で、4年の実験で証明された筋トレ法であります。

本員は、昨年的一般質問で、大洋村視察の成果をもとに、福祉保健部長の派遣を提案したところ、「私も行ってみます」と言われました。大洋村での実験の結果は、極めて科学的・合理的で、かつ参加した高齢者の皆さんが喜々としていることあります。実例を挙げますと、遠藤さんという90歳の方は、週に2回、若者が使うような機器を軽々と使っていたり、ある方は、70歳を過ぎて脳卒中で倒れました。ねたきりになる不安の日々を送っていましたが、大洋村の実験グループに参加。担当の先生のアドバイスのもと、今では、すっかり若々しく回復し、引退していた農作業の耕運機に乗り、農業を再開した方もおられます。

福祉保健部では、大洋村の実証をどのように認識し、評価をするのか、その成果を本市行政に導入するお考えはないか、お尋ねをいたします。

6. リバース・モーゲージ制度の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

現金収入が少ないお年寄りが住み慣れた家を手放すことなく、医療や介護などを安心して受けられる制度はないものかと考え出されたのがリバース・モーゲージ制度であります。自宅を担保に、所得の少ない高齢者の方に、生活費を月々30万円を限度に融資する制度を実施したいと厚生労働省が発表いたしました。これまでに、地方自治体では、東京都武蔵野市を皮切りに、十数の自治体で実施をしてきておりますけれども、本市における

取り組み状況と課題についてお示しください。

7. 水産業の振興についてお尋ねいたします。

水産業の振興につきましては、先日の山口 博議員さんも幅広い視点から一般質問がなされましたが、本員も深い共感を持って拝聴いたしておりました。

きょうは、魚離れ対策として、消費者の購買意欲を高めるために、本市においてどのような施策を講じておられるのか。その一助といたしまして、小学生、中学生、娘さん、母親等各世代別の「お魚料理教室」を開催できないか。料理を教える人が必要ならば、ボランティアで募集する方法もあります。テレビ局に相談し、おもしろい企画で人が集まる工夫も必要でありましょう。長崎で魚を食べる人、魚料理をつくれる人がふえることは、必ず魚の消費拡大につながると思っております。ご所見を賜りたいと思います。

以上で本壇よりの質問を終わります。

= (降壇) =

議長（野口源次郎君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 小林駿介議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札妨害事件に対する市長の見解でございますが、元建設管理部長が5件の公共工事の最低制限価格の情報を漏えいしたとされる事件で、元建設管理部長と現職の議長を含む5人の市議会議員が逮捕されるという過去に例のない事態に至ったことにつきましては、市民の皆様方に大変なご心配とご迷惑をおかけし、心からおわびを申し上げたいと思います。

本市の契約業務につきましては、平成9年度に建設管理部を新たに組織し、入札制度の公平性、透明性の確保に真摯に取り組んでまいったところではありますが、結果的に、担当部長である元建設管理部長が逮捕され、任命権者として、その責任を非常に痛感しており、また、大変申しわけなく思っているところでございます。

しかしながら、これまで何度も申し上げましたとおり、市政を停滞させず、市民の皆様方に不安を与えることなく事件の再発防止のシステムを構築することが、現在の私に課せられた最大の責務であるというふうに考えているところであります。

さきに発表いたしました4つの項目を柱とする

再発防止策につきましては、これらの項目に対する市民の皆様方の率直なご意見をお聞きするために、現在、ホームページを立ち上げているところであります。さらに、各界各層を代表される方のご意見、あるいは現在審議されております特別委員会のご意見も十分に参考にさせていただきながら、再発防止策の早期策定に取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。あわせて、策定後にはイラスト等を入れてわかりやすとした再発防止策の小冊子等を作成し、市民の皆様方へお知らせいたしたいというふうに考えております。

また、この再発防止策のほかに、私を含めた三役などの政治倫理条例の制定あるいは現在、内部規範で定めております職員倫理の取り扱いを対外的に実効性のある条例として制定することにつきまして、検討を進めているところであります。

私といたしましては、職員の皆さんと一丸となって知恵を絞りながら、また、市議会の皆さん方のご協力をいただきながら、再発防止に取り組み、市政への信頼回復に全力を傾注する所存でありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、今回の事件が市の施策に与える影響についてお答えをいたしたいと思っております。

長崎市では、さきに策定いたしました長崎市第三次総合計画におきまして、「活力と潤いにあふれ、歴史がいきづく交流拠点都市」を将来の都市像と定め、5つの政策目標と76本の施策体系のもとに、今後10年間のまちづくりの方向性を示しているところであります。

小林議員ご指摘のとおり、今回の事件が少なからず行政運営への影響を与えることも懸念されているところでありますが、総合計画に基づく着実な事業展開に、さらに一層努めてまいらなければならないというふうに思っております。特に、現在検討中であります市立図書館の建設あるいは中央消防署の建て替えなどの大型事業につきましても、また、ソフト事業につきましても、影響を及ぼすことのないように計画的に推進する所存でございますので、よろしくご指導方お願い申し上げたいと思います。

次に、リバース・モーゲージ制度の取り組み状況についてお答えをいたします。

この制度は、高齢者等が自己の保有する土地あ

るいは家屋などの資産を担保にいたしまして、生活費や有償の在宅福祉サービスを受けるための資金として融資を受け、融資期間満了時または本人の死亡時に資産を売却するか、遺族が一括して返済することにより清算するものでありまして、昭和56年に東京都の武蔵野市が地方自治体で初めて制度化しております。現在、東京都の中野区、世田谷区など都市圏を中心に十数カ所で実施されているというふうに聞き及んでおります。

当初、この制度は、収入の少ない高齢者等が有償の在宅福祉サービスを受ける場合を想定して制度化されたところでありますが、現在は、ほとんどが日常生活にゆとりを持たせたり、一時的に多額の資金を必要とするときの有利な融資制度として利用されているというふうに聞き及んでおります。

このような中、厚生労働省において、現金収入が少ない高齢者が住み慣れた家を手放すことなく、医療や介護等を安心して受けられるように、土地評価額の7割を限度に、毎月30万円以内の生活資金を融資する長期生活支援資金貸付制度の実施に向けまして、現在、具体的な検討が進められております。現段階で明らかになっている制度の内容は、一つ、対象者は住民税非課税などの65歳以上の世帯で、居住している家、土地を所有している人、一つ、金利は年3%が銀行の長期プライムレートのいずれか低い方、一つ、実施主体は都道府県の社会福祉協議会ではありますが、申請受付等、一部の事務を市町村の社会福祉協議会に委託することができること、一つ、貸付限度額等は、県の社会福祉協議会が弁護士や不動産鑑定士らでつくる審査委員会で決定することになっており、地価下落による担保割れを防ぐため、3年ごとに評価額を見直すこと等になっております。

しかしながら、長期間この制度を利用する場合には、相当の評価額の土地が必要であること。さらに土地が担保となるため、マンション所有者は対象外となること。また、それぞれの家庭の事情や将来の相続にも関係してくることから、家族の同意を得られにくい等の課題が残されているのも現実であろうかと思えます。

いずれにいたしましても、高齢者の方々が安定した老後の生活を送っていただく上で、有効な施策の一つと考えており、実施の際には、本市とい

たしましても、側面からの協力を行ってまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。=(降壇)=

建設管理部長(智多正信君) 公共工事の入札のあり方につきましてお答えいたします。

まず、一連の入札妨害の発生につきましては、長引く景気低迷や公共工事の減少などに起因するものがあると思われます。そのような状況の中で、最低制限価格は、公共工事の受注に際しまして貴重な情報となっていたものと思われ、この情報が発注者側から漏れたことで、今回の事件に至ったものであり、大変申しわけないことと考えております。

なお、事件の全容につきましては、今後、公判等で明らかになるものと考えておりますので、これを見守らせていただきたいと思いますと考えております。

次に、防止策といたしましては、平成14年11月1日に市長が発表いたしました不正入札再発防止対策の概要の「入札制度等の抜本の見直し」の8項目を実施することで不正入札を防止したいと考えております。さきに山本議員のご質問にも市長がお答えしましたが、再度、この防止策のうち主なものを申し上げますと、既に実施しております最低制限価格の決定時期を入札後とし、その決定方法は、入札参加者のくじにより行い、透明性の向上に努めているところでございます。

また、業者指名への外部からの働きかけなどを極力排除するために、現在、各部局に分散している業者指名の一元化を平成15年4月から段階的に実施することにいたしております。また、不正の起きにくい入札制度として、指名競争入札から現在、試行段階にあります制限付一般競争入札への移行を平成15年度以降に実施していきたいと考えております。

次に、内部のチェック体制につきましては、庁内で、契約業務等に関する働きかけへの対応要領により、外部からの入札契約などに関する働きかけを排除する方策が検討されております。

いずれにいたしましても、入札制度等の抜本の見直しを行うことにより、不正入札の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

都市計画部長(松本紘明君) 廃屋危険家屋の対

応策についてお答えをいたします。

建築基準法においては、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持する」こととなっておりますので、建築物等の個人の財産については、その所有者等が自主的に維持管理を行う義務がございます。

廃屋危険家屋に対する市としての対応策として、著しく保安上危険であると思われる民間の建築物については、所有者等を調査し、相手方に状況を説明の上、維持保全の指導を口頭指示や勧告書等の書面にて行っているところです。また、他都市での公的資金導入の事例については、平成10年に42類似都市に対し調査を実施しました結果、公的支援を行っている都市はなく、口頭及び文書による指導のみでありました。ただし、東京都で行政代執行が行われた事例が1件ございました。

次に、自治会、近隣から危険である、改善してほしい等の要望件数につきましては、過去3年間で94件っております。建築指導課でこれらの家屋の現地調査を行った結果、実際に危険であると判断したものが94件のうち51件ありましたので、所有者等に指導を行った結果、自主的な改修、解体等により32件が改善されております。残りの19件についても、継続的に指導しておりますが、金銭的問題や家屋が差し押さえられている等のさまざまな理由があり、改善されていない状況にあります。

議員ご指摘のように、これらの未改善物件が放置されると、近隣居住者に対し防災、防犯、衛生上影響を及ぼすと思われるので、今後とも、消防局を初めとする関係機関との連携を図りながら、廃屋危険家屋の実態把握並びに適切な維持管理の指導に努めたいと考えております。

以上です。

土木建築部長（佐藤忠孝君） 4番目の道路行政についてのうち、街路灯の集中整備についてお答えいたします。

現在、市有街路灯の数は、20ワットの蛍光灯を主に約2万8,000灯を管理いたしているところでございます。街路灯の設置までの手続きといたしましては、毎年4月末日までに各自治会より申請書を提出していただき、現地調査を行い、街路灯設置基準に照らして設置を行っているところでござ

います。

本年度の9月末現在の設置状況につきましては、昨年からの保留を含めて412灯の新設要望に対しまして、152灯の設置を予定しており、要望を十分に満たしていない状況でございます。

今後の整備につきましては、街路灯の点検、調査と管理台帳の精査を行いまして、効果的かつ計画的に整備を図り、歩行者の安全確保に努め、明るいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の道路のグレーチング、マンホール、側溝の安全対策のうち、グレーチング及び側溝の安全対策についてお答えいたします。本市は、地形的な制約で坂道が多いことから、降雨時、歩行者などの通行に支障を来さないよう交差点や勾配の変化点などに、道路の表面水をとる目的で、歩道用、車道用の規格に応じたグレーチングふたを設置し、さらに、大型車両の通行が多い箇所には、ボルト固定式のグレーチングを使用しており、がたつき防止や滑りどめ防止に対応しているところでございます。また、側溝ふたの設置につきましても、滑りどめを使用しているところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、既存のグレーチング設置箇所において、重量車両が通ることによりグレーチングがゆがみ、がたつき状態になり、騒音を発したり側溝を破損する要因となっております。危険箇所がどれくらいあるのかということも含めまして、これらの対応といたしましては、市民からの通報や道路パトロールなどにより、調査、確認を行い、がたつき防止と滑りどめ対策を随時、実施しておるところでございます。

今後とも、市民生活における歩行者や車両等の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

下水道部長（佐藤澄博君） 次に、下水道関連のマンホールふたのがたつき防止及び滑りどめ対策についてお答えいたします。

汚水管の布設ルート上に一定区間ごとに設置し、管路の維持管理上、重要な役割を果たすマンホールや汚水ますは、合わせて7万個を超えております。これらに設置する鉄ふたには、スムーズな開閉機能を有し荷重に十分耐えること、そして、ひ

ずみやがたつきなどが生じない安全な構造であることが求められます。また、斜面地という特色を持つ本市においては、滑りどめの機能に配慮すべき必要もございました。

このようなことから、現在では、安全性、機能性、耐久性等にすぐれた鉄ぶたを仕様書に規定し、ひずみやがたつき等に対する安全対策を図るとともに、交差点、傾斜地等の危険と推測される箇所には、滑りどめ用の鉄ぶたを建設時に設置しております。

一方、既に設置されている鉄ぶたについても、市民からの情報やパトロール業務などにおいて、点検、調査を行い、現場状況に応じて、鉄ぶたの取り替えや表面を加工するなどの対策を実施しております。

今後とも、市民生活の安全性を確保する上からも、引き続き対策を講じてまいりたいと考えております。

また、2点目のマンホール鉄ぶたのデザイン等のコンクールについてでございますが、現在、長崎市の下水道鉄ぶたのマンホールには、長崎市の花のあじさいをデザインしております。そういったことで、今後、コンクール等については、検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

福祉保健部長（高谷洋一君） 次に、高齢者の生きがい対策についてお答えいたします。

生きがいを持って生き生きと豊かな人生を送るためには、社会的な活動を低下させる要介護状態を予防する必要があり、特に、ねたきり予防、痴呆予防といった対策が重要となってきています。ご承知のように、ねたきりになる原因は幾つかございますが、転倒・骨折に起因するねたきりの発生は上位を占めており、これは歩行能力や体のバランス感覚の低下が原因と言われております。

議員ご指摘の筋力トレーニングは、歩行能力を高めることで転倒によるねたきりを予防し、元気に過ごすために大変効果的な方法と言われております。大洋村では、大学との連携により体力科学、つまり運動能力や生活体力の視点から見た科学的な測定や研究に基づく運動処方をベースとした健康づくりシステムの研究に取り組んでおられます。研究の結果、筋力トレーニングを行うことで、高齢者においても、歩行能力に大きく影響する大腰

筋や大腿部伸筋群の発達が見られることが明らかになっております。

本市では、脳卒中等の疾病に罹患した後のねたきり予防を行うための機能訓練や運動に関する各種教室を実施しており、この中で一部、筋力トレーニングも行っております。これらの教室では、高齢者の体力測定を実施し、そのデータを集め、これをもとによりよい指導プログラムの作成を目指しているところでございます。そのためには、大洋村の取り組みは大変参考になると思われま

す。そこで、まず、大洋村の実施状況等を調査研究し、本市で実施可能なものにつきましては、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

水産農林部長（井上 功君） 7項目目、水産業の振興について。

世代別「お魚料理教室」等の開催についてお答えいたします。

長崎市統計年鑑によりますと、本市では、消費者支出に占める魚介類の消費支出は約3%であり、これは肉類の2.4%に対しては依然高い割合であり、年々、増加傾向にあります。しかし、近年、消費者の食のレトルト化、外食化の進行により、本市の生鮮魚介類の消費量は減少傾向にあり、家庭において魚料理をする機会が減少していることが懸念されるところであります。

本市の水産業の振興策としては、本市水産センターにおいて健全な種苗を生産し、放流する栽培漁業の推進に努めるとともに、藻場の造成や魚礁の設置等により沿岸漁場の整備開発を推進するだけでなく、近年、水産物の消費拡大について着目し、各種事業に取り組んでおります。

そこで、小林議員ご指摘の「お魚料理教室」等の開催につきましては、その必要性がますます高まっております。また、核家族化が進行し、世代から世代へと料理法を伝える機会も少なく、その世代に応じた「お魚料理教室」を開催し、消費者に魚の料理法はもとより、その栄養特性、効能等について認識を高めるほか、地元的新鲜な魚を用いて料理する楽しさも知っていただくことが肝要であります。それが結果として、水産物の消費拡大、ひいては水産業の振興につながるものと考えております。

本年度は、国の補助事業である漁村活性化推進

事業により、市が主体となって水産加工体験教室を開催し、市内の小中学生とその保護者約30名を対象に、長崎に多く水揚げされ市民に身近かつ手ごろに購入できるアジを用いたすり身、開きづくり教室を実施いたしました。また、あわせて保護者向けにマダイのさばき方教室も実施いたしました。

次に、長崎市において毎年10月に開催される長崎さかな祭や12月に開催される長崎県水産加工振興祭においては、魚料理講習会や手巻き寿司教室など、消費者に向けた魚食普及を目指したイベントを開催しており、市としても、毎年後援し、実行委員会構成員としても支援しております。

また、社団法人長崎魚市場協会は、魚食普及事業の一環として、平成2年より毎年、小学校、中学校、高校、短大等において、調理実習の中で、長崎鮮魚小売商協同組合の組合員による魚のさばき方、料理法を指導する調理講習会を行っております。また、公民館などにおいて、一般消費者向けにも調理講習会を行い、各世代に応じた講習会を毎年実施しております。

本市といたしましては、今後とも、各団体などが行う魚料理講習会に対し、引き続き支援を行うほか市独自の魚食普及事業についても検討し、世代別の「お魚料理教室」を含め、さまざまな水産物消費拡大を推進するための事業をより効果的に展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

28番(小林駿介君) 一通り答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長の政治責任でありますけれども、偶然と言えるかもしれませんが、公共入札工事の入札高の高い企業からのいわゆる政治献金が市長への口座にたくさん入っております。これは過去の話になりますけれども、そういったことも、やはり私は、余りふさわしくないのではないかと。そしてまた、個人献金に変わったとはいうものの、一目して、いわゆる企業の方が個人名に名前を変えて、そういった献金の姿をとっておるといことも見られることも考え合わせまして、やはり、ここはこの個人献金を目指そうとした法の精神、そういったものを尊重して姿を変えていく努力を私はすべきではないかということ指摘しておきたいと思っております。

それから、再発防止策、これいろいろ言われましてけれども、私は、この星は何かと言った場合に、やはりその担当者がどんな圧力があっても漏らさないことだと、これに尽きると思うんです。そして、もし万が一、特定の人物が聞いてはならない、そういった最低制限価格に近づこうというようなことがありましたら、私は、この社外重役に匹敵するような公正な第三者機関を設けておいて、そして、この第三者機関に通報をする仕組みをつくるべきではないかと思うわけでありまして。法を犯して漏らす、また一方で、万が一そういった職員がおられたという場合には、今度は、それを判明した別の職員が、同じく、この公正な第三者機関にそのことを通報をすると、当然、議会には、そのことは知らせる必要はないと思っておりますし、議会が知る必要もないと思っております。そういった、本当に議会と行政が、その適度な緊張関係を持って、お互いに牽制をし合うような、そういった私は仕組みづくりが、今回のこの再発防止策の一つの大きな星ではないかと、このように思っております。

また、その第三者機関の構成というのは、いわゆる弁護士、公認会計士あるいは大学の教授等が考えられるわけでございますけれども、ただ、いわゆる行政側に常にくみするようなそういった方は、排除をしなければならないということも付け加えておきたいと思っております。このことについて見解を仰ぎたいと思っております。

それから、3番目の廃屋危険家屋の件でございますが、当然、今、長崎市が行政当局として、粘り強く指導をしていただいているということは、私もその努力は認めております。しかしながら、問題は、その所有権者が不明である、あるいは夜逃げをされておると、そういった中でこそ問題が発生してくるわけなんです。現実には、いろいろなところがあるんですけども、中には、危険な廃屋家屋になったところの便槽の処理さえ、だれもがやってくれないので、隣家の方が自分の費用からわざわざ頼んで処理をしてもらっていると。小さなその通路を不特定多数の、成人も通りますし子どもも通ります。台風のために本当に夜は寝られないと、こういった状況が私は1軒のみならず、皆さんが示された表によりまして、やはり約30近くは、そういった状況があるわけなんです。

市の方もいろいろ考えまして、まちづくりの中に取り込むであるとか、そういった努力はされておりますけれども、そういう中に入らない部分こそ、私は、何らかの手を打たなければならない。当然、公的資金を投入するという事は、これは私も反対であります。何かしら、そこに行政がかわって、そういった除却作業をする費用を出しておいて、そして所有権者に後日、請求をすると、これが、土地が売買をされたり、そういった場合に、最優先して、このことの費用を清算をします。そういった仕組みを私は考えるべきではないかという具合に思っております。ぜひとも、そういう検討をしていただきたいと思います。ご所見があれば伺っておきたいと思っております。

それから、4番目の街路灯の整備、それから、グレーチング、マンホールの件でお尋ねしたいと思っておりますが、他県におきまして、確かに、毎年、予算が増高しておりますし、大変なことはわかりますけれども、やはり、この街路灯がつくことによって犯罪も防げる面も多くありますし、私は、このことでやはり力を入れていかなければならないというふうに思います。本年度におきまして、大体、年間のペースの150灯という、こういったルールのもとになされておるのかということ再認識したわけですが、実は、建設水道委員会の中でも集中整備をすべきであると、こういう意見がまとまりまして、強く市長にも要望したところでございます。

いま一度、この件は、やはり長崎からそういった夜の不安なところを取り除くと、安全なまちづくりをやるという観点から、いま一度、この集中整備につきましては、予算の配分方を私は検討すべきではないかというふうに思いますけれども、ぜひとも市長に、これはお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、グレーチング、マンホールですね、それぞれいろいろな皆さん方が、この仕組みも改善をしながら取り組んでおられるということは一定、私も評価をしたいと思っておりますし、敬意を表するものでございます。

しかしながら、滑りどめを講じていただいているそういったグレーチングも、本壇から申し上げましたように、万全ではなくて、それでさえも、やはり雨の日、雪の日に、実際に滑ってけがをし

ておるといふ事例が幾つもあるわけなんです。私も、特に今、この時期、そういった声をちまたで聞くわけなんです。このことが、本当に市民の日常のささやかな庶民の生活の上に大きな影響を与えておりますので、特に、高齢者の方は、そういった不安からも外に出たくないということもあるようでございますので、どうか、このことをもう一度、検討をしていただきたいと思います。

次に、大洋村のことでございます。福祉保健部長、大洋村へ行かれるという約束は果たされましたでしょうか。行かずして、どれほどの成果が見えてきたのか、私は大変疑問に思うわけでございます。

前回、取り上げましたとおり、これは、とうとう国がですね、この施策を取り入れようということ動き出したほど大きな成果をもって、国策として、今回メニューに入ってきたと私たちは理解をしております。そういったことで、この各お一人おひとりが本当に生き生きと元気になるのみならず、実際に医療費からこれを見ますと、大洋村と保健所、その管内と、それから茨城県全体、この医療費の比較をしたデータを私はもらってまいりました。ちなみに、大洋村でいわゆる実験グループに参加をされた約1,800人の方の1人当たり1枚のレセプト、この金額でいきますと、大洋村は19万1,865円、それに対しまして大洋村が属しております茨城県ですね、この茨城県で見た場合の同じ1,800人をそのレセプトで比較をした場合、この1年間分の平均でありますけれども、1人当たりでございますけれども、茨城県全体としましては25万1,028円ということで、歴然と差が出てきておるわけなんです。

ですから、この政策のすばらしいところは、本当に、各お一人おひとり、先生あるいはスタッフの懇切丁寧なその指導のもとに、実際に悲喜として取り組んでいった結果、農作業にも復帰をするようになったとか、そういう喜びの中で、実は振り返ってみると、医療費が1人当たりですね、ちょうど6万円違ってきておると、これは率にすると随分大きな率になるのではないかと思いますけれども、こういうすばらしい政策を、ぜひとも本市においても、本格的に私は取り上げるべきだと思うわけであります。決して、拙速で何もかもわからんけれども飛びついたら、ということ

であってはないと思いますし、しっかりと部長みずからが大洋村においでになって、そして我と我が目でしっかりと見定めて、本当にどうかと、どういうところがすばらしいところなのかと、長崎ではどのように取り組んでいったらいいのかということをしかりと受けとめて、研さんをして、そして、長崎市の中で私は生かしていただきたいと、このように強く思うわけであります。いま一度、福祉保健部長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

それから、お魚料理教室、これは、いろいろな方面におきまして取り組んでいただいているという努力のお姿は、私も一定理解をいたしました。しかしながら、例えば各世代別にもっと広範な範囲で開催をしていくという上では、私は、現在の小学校、中学校、これを選んでモデル校として、こういったことを真剣に取り組んでいくことも必要ではないかと思えます。これは担当部長であります教育長にお尋ねをしたいと思えます。

よろしくをお願いします。

総務部長(岡田慎二君) ご質問の最初のいわゆる入札妨害事件に関しての再発防止策の中で、特に、第三者機関も含めてのご質問がございました。

私は、職員の服務あるいは倫理、それから仕事の進め方について担当している部長として、今回の件については、改めて市民の皆様、議会の皆様に大変申しわけないことだということで、おわびを申し上げたいというふうに思えます。

そこで、ご指摘の件でございますが、まず、今回の真相究明という形で、これまでもいろいろなお指摘がっております。そこで、私どもといたしましては、まずは、今回の最低制限価格の分、まず、具体的に指摘された部分の見直しについて、早急に手がけをいたしておりますが、そのほかについての、これまでいろいろなお指摘を受けた部分の入札契約事務についての見直しを早急に進めておるわけですが、この件については、私自身もプロジェクトの一員として深くかかわって、今後も見直しについて努力をしまいたいと考えております。

そこで、一つは、報道等によりますと、前部長は、いわゆる議会対策でそういうことをしたということが報道の中であっております。ここらあたりも仕事の分担といえますか、そこら辺を改めて

早急な見直しが必要ではないかということも考えております。

それから、全体的に、この問題に対して、市全体として、どういう反省があるかというご指摘もあっております。そのことも含めて、私どもは、市と議会のかかわり方、あるいは契約事務に関して、外部からのいろいろな働きかけでございます。そういうところで、今後どういう対応をすべきかということもさまざまな角度からの対応、取りまとめをいたしたいというふうに考えております。

特に、外部からの働きかけにつきましては、これは市会議員さんばかりではなくて、いろいろな方々からいろいろなお話がございますので、そこらあたりも含めて全体的な整理が必要ではないかということを考えております。

それから前置きがちょっと長くなりましたが、ご質問のいわゆる第三者機関の問題でございますが、まずは、私どもとしては、ガラス張りの中で、できるだけ仕事をするというを前提に、秘密ができるだけないような形、あるいは1人の職員に権限が集中しないような形の仕組みづくりが大事だというふうに思っておりますが、その中でも、適当でない取り扱い、その他いろいろなことがございました場合には、今後、職員の倫理条例を策定する準備をいたしております。その中で、ご指摘の分も含めて、どのような形があるかを十分検討させていただきたいと、そのように考えております。

都市計画部長(松本紘明君) 再質問にお答えします。

まず、やはり私的財産は、自己管理するというのが法の基本でございます。現在、危険家屋と我々が認識しておる部分でございますが、まだ未改修の物件につきましては、定期的にパトロールをし、現状の把握に努めておる状況です。また、状況次第では、警察もしくは消防、道路管理者と一緒に連携を取って対応しているというのが実情でございます。

ただいま公的資金を出して、あとで請求したらどうかというようなご提案もございましたが、実は、現在19件ほど改修ができない状況であるわけでございますが、その中の14件が不明者であったり、抵当権がかかっていたりとか、権利が複雑であるとか、いわゆるお金を出すとしても、相手が

特定できないというような部分もございますし、また、たとえそうしてもお金が返ってくるという保障もないというふうに思っております。

また、それとあわせまして、実は危険な51件の中の32件、これが62%ぐらいは行政の指導により、実は自主的に改修をしているわけでございます。そういうバランスの問題もあるかというふうに思っております。現在、特に大きな問題というのは起こってませんので、我々が行政としてとっている方法については、妥当ではないかというふうな考え方を持っております。ただし、前回の調査が平成10年でございますので、もう4年ほどたっております。再度、他都市の調査をして、何かヒントになるものがあるかもわかりません。そういう意味では、調査をかけたいというふうに考えております。

以上です。

土木建築部長(佐藤忠孝君) 再質問の街路灯の集中整備についてでございます。

今後、自治会と、また、商店街が設置してある街路灯等の状況を含めまして、照度不足などの調査点検を行いまして、最も効果的かつ計画的に整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、滑りどめ防止対策でございますけれども、市民からの情報、パトロール等で実態を的確に把握いたしまして、万全な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福祉保健部長(高谷洋一君) 高齢者生きがい対策の再質問にお答えいたします。

先般、小林議員さんから、ぜひ見に行きなさいというお勧めをいただいておりますが、まだ私自身はその機会を得ておりません。ただ、ビデオにつきましては見せていただきました。やはり立派な施設の中で、非常に熱心な指導がっておりますし、その結果、やはり輪切りの写真なんかも見せていただいたんですが、かなり腰回りの筋肉とかもしっかりしているような事例も私もビデオで見せていただきました。非常に、高齢者の健康回復と言いますか、そういうものの介護予防等につきまして、非常に効果があるというふうに思っておりますので、私が行けない場合は、担当の職員をぜひ現場にやりまして、積極的にやっていき

たいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長(梁瀬忠男君) 小林議員の再質問にお答えいたします。

小中学校におけるお魚料理の教室ということで、モデル校を含めての対応はどうかというご提言でございますが、答弁の中でもあったと思いますが、これまでも学校によっては、指導者を派遣していただいて、その調理法等も体験した学校もあります。しかし、実は、小中学校における料理につきましては、一定、学習指導要領というのがありますが、これは家庭科での対応ということになるわけですが、その中で、小学校におきましては、やはり生ものであるお魚とか肉、これは安全とか衛生の面、鮮度をどう確保するのか、保管をどうするのかと、こういった問題もありまして、実は、取り扱いはしないということに、一応なっております。そして中学校におきましては、これらを少し焼いたり炒めてみたり、それから煮てみるとか、こういったことを取り組むということは中学校の家庭科の中であるわけですが、そういった状況の中ではありますが、確かに、体験をすることは大切なことでもありますし、最近の状況では体験を重視した総合的な学習の時間、こういった設定もあります。

したがって、先ほどの指導者を含めた長崎魚市場協会の派遣事業というのがありますので、こちら辺を積極的に取り入れるように、私といたしましても、校長会等の教育課程の中に組み込めないのか、これを勧めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

28番(小林駿介君) 再質問をさせていただきましたけれども、それぞれご答弁はいただきました。了とするところもありますし、納得がいかないところもございますが、時間がだんだん迫ってまいりましたので、まとめたいと思います。

この高齢者の生きがい対策としましての大洋村の成果ですね、これはぜひとも、本当にお願ひしたいと思います。部長、今度は大丈夫ですね。本当に、この政策というのは、やはり4年間かけただけありまして、科学的、合理的に富んでますし、本当に納得のいく、そういった政策だなということを私も痛感をしてまいりました。これは本

当は、今後、国の政策の中でも、大きな一つの柱になるべきではないかなと、そんなことを考えながら、長崎に帰ってきたわけでございます。

よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今のお魚料理教室ですね。教育長はいろいろおできにならない理由を最初、述べられましたけれども、最後の方は努力をしますという答弁に変わったかと思しますので、どうか魚市場の近くの学校を選んで結構でございますので、そしてまた、刃物を扱うことが、時には危ないというようなことを私もお聞きしていますが、しかし、その中で、本当に逆に刃物の危なさも、それから切れ味も、しっかりした本当の使い方私は、きちっとした中で学ぶことも大事ではないかと思ひますし、それが、すべてのスタートと思ひますので、我が家で料理を一緒につくりながら、楽しんでお魚を食べれるわけですから、そういう学校で扱ってはならないというのもどうかというのを別の議員さんもお指摘をいただきましたので、私もそのとおり思ひます。

どうかひとつ、本当に水産県、この長崎、そして本市の基幹産業である水産振興という立場からも、山口 博議員さんがいろいろご指摘になりました、また、推奨なさいましたそういった施策にあわせて、このお魚料理教室も、これから本当に大いに普及をしていくことを、成果を上げることを心から願っております。

そして、最後になりますけれども、このように今回、不祥事が発生いたしました。この長崎市議会におきましても、ある意味では、本当に残念な歴史に残ることになってしまったのではないかと、私もその一員として深く申しわけない思いにとらわれているわけですが、これを教訓に、二度とこのようなことが起こらないように、本当に心して行政側も議会も、しっかりと対応していかなければならないと深く決意をしているところでございます。

4期16年の中で市議会壇上から市政一般質問をさせていただくことは今回が最後になるかと思ひますが、本当に私も、これからは市民の生活向上のために一生懸命頑張っていきたいと思ひますので、どうか、よろしくお願ひいたします。

大変に、ありがとうございました。

議長（野口源次郎君） これをもって市政一般質

問を終了いたします。

次に

日程2

第130号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

から

日程6

請願第3号 21世紀を担う子育て環境づくりに関する請願について

まで、以上5件を一括議題といたします。請願を除いて理事者の説明を求めます。

総務部長（岡田慎二君） 第130号議案、第113号議案及び第132号議案についてご説明をいたします。

まず、第130号議案「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」でございますが、この条例により一部を改正しようとする条例は、「一般職の職員の給与に関する条例」「市長、助役、収入役の給与に関する条例」「非常勤の職員の報酬等に関する条例」など合わせて11条例でございます。

改正の内容といたしましては、国家公務員の給与が改定されたことに伴い、本市の一般職の職員につきましても、これに準じて給料月額、扶養手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改定するとともに、特例一時金を廃止しようとするものでございます。

この改定により、一般職の職員の基準内給与月額は8,142円、率にいたしまして1.95%の引き下げとなっております。

期末勤勉手当につきましては、平成14年度において3月期の期末手当の支給割合を0.05カ月分引き下げ、年間の支給割合を4.65月にすることとし、さらに、平成15年度においては、現在、6月、12月、3月の年3回支給されているものを、6月と12月の年2回とするため、3月期の期末手当を6月期及び12月期に配分しようとするものでございます。その結果、各支給期ごとの支給割合は6月が0.2カ月引き上げられ2.25月に、12月期は0.3カ月引き上げられ2.4月となり、3月期は廃止されることとなります。

また、本市の市長、助役、収入役、教育長、議会の議員、常勤の監査委員及び水道事業管理者と、それから本議会に提案いたしております第121号